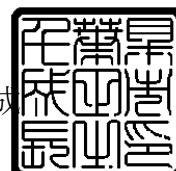


制限付一般競争入札（事後審査型）について

制限付一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

令和 8年10月21日

成田市長 小 泉 一 成



1 入札に付する事項

(1) 委託件名

物件調査委託（八向根向線）

(2) 委託箇所

成田市畑ヶ田地先

(3) 業務委託期間

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 委託概要

物件調査委託 一式

附帯工作物（住宅敷地A） N＝8戸

附帯工作物（立竹木調査） 一式

移転雑費 12所有者

(5) 発注部署

土木部 土木課

(6) 入札形態

電子入札（ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。）

(7) 予定価格

金4,279,000円（消費税を含む）

（入札書比較価格 3,890,000円）

(8) 最低制限価格

金2,751,100円（消費税を含む）

（入札書比較価格 2,501,000円）

2 入札参加に必要な資格に関する事項

本委託業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本委託業務の公告の日から開札の日までの令和8・9年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「測量等」部門「補償関係コンサルタント業務」として登載されている者。
- (2) 本委託業務の公告の日から開札の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。
- (3) 本委託業務の公告の日から開札の日までの資格者名簿に、所在区分が市内業者として登載されている者。
- (4) 業務主任技術者は、補償業務管理者（物件部門）または補償業務管理士（物件部門）の資格を有する者を配置すること。
- (5) 官公庁等が平成28年度以降に発注した、物件調査業務について、元請として受注し、完了した実績があること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託業務の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (7) 本委託業務の開札の日の前日において、自らの責めに帰すべき事由により成田市発注の業務委託を履行期間内に完了することができず、契約の目的物の引渡しを行っていない者でないこと。

3. 設計図書等の閲覧

ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）よりダウンロードして行う。

4. 設計図書等に対する質問

- (1) 質問期限 令和8年10月27日（火）午後4時まで
- (2) 方法 E-mailにより質問書を提出すること。ただし、E-mailが利用できない場合は、契約検査課に事前に電話で連絡したうえ、

F A Xで提出するものとする。

E-mail:nyusatsu@city.narita.chiba.jp

TEL:0476-20-1515 FAX:0476-24-1655

- (3) 回答日 令和8年10月29日(木)中に、入札情報サービスに掲載する。

5. 入札保証金について

入札保証金は免除する。ただし、本市が令和6年度以降に実施した入札において、落札者となりながら公告に定める時期までに本市と契約を締結しなかったことがある者は、入札保証金を納付しなければならない。

(1) 入札保証金の額

入札に参加する者の業務委託費の見積りに係る入札金額(消費税を含む。入札書に入力する金額ではないため、注意すること。)の100分の5以上とする。

なお、成田市財務規則(昭和44年規則第13号。以下同じ。)第92条第1項各号に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

また、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出することで入札保証金を免除するものとする。この場合の保証期間は令和8年11月27日(金)までとする。

(2) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期限

令和8年11月5日(木)午後3時まで

(3) 場所及び方法

成田市総務部契約検査課に持参により提出すること。

① 現金の場合

成田市総務部契約検査課で発行する納付書を使用して最寄りの金融機関から納付し、領収書を持参すること。

- ② 成田市財務規則第92条第1項各号に該当するその他の有価証券等の場合
担保価値は、以下に定めるとおりとし、担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。アからオまでに規定する有価証券は成田市会計管理者に対し納めるものとし、交付を受けた入札保証金納付済書を持参すること。カに規定する金融機関がする保証については金融機関が発行する保証書を持参すること。

ア 国債又は地方債

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

イ 金融機関に対する定期預金債権
額面金額

ウ 特別の法律による法人の発行する債券
時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

エ 市長が確実であると認める社債
時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

オ 金融機関が振り出し、又は支払保証をする小切手
小切手金額

カ 金融機関がする保証
保証する金額

③ 入札保証保険の場合

保険会社が発行する入札保証保険証券を持参すること。

(4) 入札保証金の還付

入札保証金は、開札が完了したとき又は入札を中止したとき還付する。ただし、落札者については、契約を締結した後に直ちに還付する。

6. 入札辞退

入札書提出後開札時間前までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出する。

7. 入札

(1) 送信期間 令和8年10月30日（金）午前8時から同年11月5日（木）午後4時まで

(2) 方法 電子入札システム「入札状況一覧」において、本委託業務名の「入札書」に、下記に定める必要書類を添付して提出すること。

(3) 添付書類 「内訳書及び調査票」に必要事項を入力したもの

8. 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税業者であるか

免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を「入札書」に入力すること。

(2) 次の一に該当する入札は、無効とする。

- ア 必要事項を欠く入札書
- イ 明らかに談合であると認められる入札書
- ウ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして参加した入札
- エ 開札日より前に有効期限が切れるICカードで行った入札
- オ 開札時に「内訳書及び調査票」が添付されていない入札
- カ 「内訳書及び調査票」の一部が未入力である入札
- キ 本委託業務以外の「内訳書及び調査票」が添付されている入札
- ク 「入札書」の入札金額と「内訳書及び調査票」の合計金額が一致しない入札
- ケ 事前公表した予定価格を超える金額の入札
- コ 事前公表した最低制限価格を下回る金額の入札
- サ 入札保証金の納付が必要な者が行った、期限までに入札保証金の納付等に係る書類が提出されなかった入札書
- シ 入札保証金の納付が必要な者が行った、入札保証の額が入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5に満たなかった入札書
- ス 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札書
 - (ア) 金額の記入がないあるいは金額を訂正した入札書
 - (イ) 記名押印を欠く入札書
 - (ウ) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
- セ その他市長が定める入札条件に違反した入札

(3) 入札の回数は、1回とする。

(4) 落札となるべき同価の入札者が2者以上のときは、電子入札システムによるくじ引きにより落札者を決定する。

(5) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は用紙による入札に変更することがある。

(6) システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承諾を得て用紙による入札に変更することができる。この場合、「紙入札方式参加承諾願」に必要事項を記入し、入札期限までに契約検査課窓口まで提出すること。

(7) 紙入札が認められたものは、「入札書」及び「内訳書及び調査票」を封筒に

入れて封印し、入札期限までに契約検査課窓口に提出すること。

9. 開札

(1) 日時 令和8年11月6日(金) 午後2時27分

(2) 場所 開札室

10. 契約締結時期

落札者の決定後7日以内に契約を締結しなければならない。

11. 契約保証金等について

(1) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、保険会社等との間で履行保証保険契約若しくは工事履行保証契約を締結したとき、成田市財務規則第108条第1項第2号の規定に該当するとき又は同条第2項第3号の規定に該当する場合で、契約保証金免除申請書を提出し承認を受けたときは免除とする。

(2) 前払金 無

(3) 部分払 無

12. その他

(1) 電子入札システムの稼働時間は、午前8時から午後12時までとする。ただし、システムメンテナンス等により、システムを中止することがある。この場合、ちば電子調達システムに情報を掲載するものとする。

(2) 入札書の提出は、締切日時に間に合うよう余裕を持って行うこと。操作の途中で締切日時になると提出できなくなるので注意すること。

(3) 入札した者は、入札後設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 入札執行は、本市の都合又は入札を公平に執行することができないと認めるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立てることはできない。

(5) 事業協同組合等が入札に参加する場合は、当該組合等の構成員は、単独で入札に参加することはできない。

(6) 官公庁等とは、国等（各省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関およびこれに準ずる機関））、県等（都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市、都市整備公社）及び市町村等（市町村（政令指定都市を除く））、以下a～cのいずれかの団体

（a．地方自治法に基づく一部事務組合、b．公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社、c．市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出している公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人（特例民法法人）であったもの）とする。

（7）その他、成田市電子入札約款のとおりとする。